

橿原市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、令和3年度監査の結果報告について（令和4年3月31日付け橿監第31号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和4年7月29日

橿原市監査委員	久保田幸治
橿原市監査委員	山口宣恭
橿原市監査委員	谷井 宰

指摘事項に対する措置内容【市長】

番号	2 (一)	部局課名	福祉部 長寿介護課
指摘事項	<p>檀原市高齢者緊急一時保護事業実施要綱（平成25年檀原市告示第164号）の規定による扶助費の支出について、令和2年4月に改正された事業に要する経費等の単価表を用いず改正前の単価表で算定された額を支出したため、本来負担すべき扶助費に満たない支出額となっていた。</p>		
措置内容	<p>扶助費の支出につきましては、本来負担すべき扶助費を令和2年4月に改正した単価表で再計算し、支払い処理を行いました。</p>		
番号	4 (1)	部局課名	福祉部 障がい福祉課
指摘事項	<p>補助対象経費の非該当について 次に掲げる交付要綱に規定する補助金について、当該要綱に規定する補助対象経費に該当しない経費が計上され、補助金の額の確定が行われていた。</p> <p>ア) 檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年檀原市告示第95号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檀原市聴覚障害者協会補助金（福祉部障がい福祉課） <p>補助対象外経費 令和2年度分 手数料</p>		
措置内容	<p>会への負担金や記念誌作成は、補助対象経費として査定したものであり、その支払のため手数料も必要な経費とするのが妥当であり、今後は手数料を補助対象経費として認めることとし、令和4年3月に檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱の一部改正を行いました。</p>		

指摘事項に対する措置内容【市長】

番号	4 (2)	部局課名	こども・健康スポーツ部 子ども家庭相談室
指摘事項	<p>子育て支援事業補助金の算定誤り</p> <p>子育て支援事業補助金について、橿原市子育て支援事業補助金交付要綱（平成23年橿原市告示第156号）別表の補助金算定基準においては、補助金額は、必要と認められた経費から参加者負担金等の収入額を控除して算定するとしているが、令和2年度分補助金の一部について、当該収入額を控除せず、補助金の額の確定が行われていた。</p>		
措置内容	<p>令和2年度補助金の一部について、負担金として構成員負担金は収入として必要と認められた経費から控除していたものの、参加者負担金については控除せずに補助金の額を確定していたものがございました。</p> <p>このことは、故意に当該団体が行ったものではなく、市側の説明不足により起こったものであると考えており、今後はこのような事案が発生しないよう、当該団体に向けて相手の立場に立った丁寧な説明を心掛けてまいります。</p> <p>また、ボランティアとして活動を行っている交付対象団体が参加者負担金の徴収を改めて行うことの負担も考慮し、令和2年度補助金については返還を求めず、次年度から以下のとおり補助金の交付決定等について適正化を図ることといたしました。</p> <p>指摘事項をふまえ、令和3年度分補助金については、参加者負担金等の収入額を必要経費から控除する等により、補助金の額の確定を行いました。</p> <p>また、令和4年度以降の補助金については、橿原市子育て支援事業補助金交付要綱の改正を行い、交付対象団体の要件を見直したり、補助金の額の算定方法を明記したりすることに加え、補助対象経費の項目を必要最低限なものに絞ることにより、補助金と参加者負担金その他の収入の用途を明確にして補助金の額をより適正に算定できるようにしました。</p> <p>こうした改善策をふまえ、交付対象団体には、指摘のあった内容を面談にて伝達し、補助金の説明を個々に行いました。</p>		

指摘事項に対する措置内容【教育委員会】

番号	4 (1)	部局課名	教育委員会事務局 人権・地域教育課
指摘事項	<p>橿原市PTA連合会育成補助金</p> <p>当該要綱に規定する補助対象経費に該当しない経費が計上され、補助金の額の確定が行われていた。</p> <p>補助対象外経費 令和2年度分 手数料</p> <p>○ 橿原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱 (平成25年橿原市告示第95号)</p>		
措置内容	<p>対象外経費である手数料を削除し、改めて補助金交付額の確認を行いました。しかし、手数料を削除後の支出合計額が交付確定金額を上回っているため、返金は発生しませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正前の補助対象経費合計額 1,047,215円 ・訂正後の補助対象経費合計額 1,046,665円 (補助対象外経費 手数料 550円を除く) ・交付決定金額 300,000円 <p>今後は申請・実績報告時に、補助要件を照らし合わせながらの確認を徹底いたします。</p> <p>なお、当該要綱の改正により、令和4年度より手数料を補助対象経費としております。</p>		
番号	4 (1)	部局課名	教育委員会事務局 人権・地域教育課
指摘事項	<p>橿原市青少年等人権活動支援補助金</p> <p>当該要綱に規定する補助対象経費に該当しない経費が計上され、補助金の額の確定が行われていた。</p> <p>補助対象外経費 令和2年度分 食糧費</p> <p>○ 橿原市青少年等人権活動支援補助金交付要綱 (平成19年橿原市告示第171号)</p>		
措置内容	<p>対象外経費である食糧費を削除し、改めて補助金交付額の確認を行いました。しかし、食糧費を削除後の支出合計額が交付確定金額を上回っているため、返金は発生しませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訂正前の補助対象経費合計額 55,318円 ・訂正後の補助対象経費合計額 53,172円 (補助対象外経費 食糧費 2,146円を除く) ・交付決定金額 50,000円 <p>今後は申請・実績報告時に、補助要件を照らし合わせながらの確認を徹底いたします。</p> <p>なお、当該要綱は令和4年3月31日付で失効いたしました。</p>		